

新潟市総合福祉会館使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、新潟市総合福祉会館使用料の徴収を、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間、次のとおり委託したので、同施行令第 158 条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

新潟市長 中原 八一

徴収事務を行う施設の名称及び場所		徴収事務受託者
名 称	場 所	
新潟市総合福祉会館	新潟市中央区八千代 1 丁目 3 番 1 号	新潟市中央区八千代 1 丁目 3 番 1 号 社会福祉法人新潟市社会福祉協議会 会長 井浦 正弘